

令和元年台風第 19 号による被災者に係る国民健康保険料の免除基準

長野県医師国民健康保険組合

1 対象者

災害救助法の適用市町村の住民で、住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた被保険者

※県内の災害救助法適用市町村（令和元年 11 月 1 日現在、43 市町村）

市	長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市
町	小海町、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、辰野町、木曾町、坂城町、小布施町、山ノ内町、飯綱町
村	川上村、南牧村、南相木村、北相木村、青木村、原村、宮田村、麻績村、生坂村、筑北村、高山村、木島平村、野沢温泉村、栄村

2 免除対象となる保険料

災害救助法が適用された日（令和元年 10 月 12 日）から令和 2 年 3 月末日までに納付期限が到来する令和元年度相当分の保険料
（令和元年 10 月分から令和 2 年 3 月分まで 6 ヶ月分の保険料）

3 申請方法

「国民健康保険 保険料免除申請書」に罹災証明書（写）を添付し、第一種組合員または特別組合員が申請する

4 免除の決定

理事長は前項の申請を受けたときは、理事会の決議を経て認否を決定し、保険料免除（該当・非該当）決定通知書により申請者に通知する